

体育学部では必要な科目を履修し、単位を修得することで各種資格（又は受験資格）を取得することができますが、一部の資格は学科・コース・ゼミを指定しているものもありますので注意してください。

また、資格取得あるいは取得後の登録料等、費用が別にかかりますので事前に確認をしてください。

（取得できる資格）

- 1 教育職員免許状
- 2 （公財）日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者資格
 - 公認テニス指導員
 - 公認水泳指導員
 - 公認アシスタントマネジャー
 - 公認スポーツプログラマー
 - 公認水泳コーチ
 - 公認アスレティックトレーナー
 - J F A公認C級コーチ
- 3 衛生管理者免許
- 4 健康運動指導士
- 5 （公財）日本レクリエーション協会 レクリエーション指導者資格
 - レクリエーション・インストラクター
 - レクリエーション・コーディネーター
- 6 （公社）日本キャンプ協会 キャンプインストラクター資格
 - キャンプインストラクター
 - キャンプディレクター2級
- 7 （公財）日本障がい者スポーツ協会 障がい者スポーツ指導員資格
 - 初級障がい者スポーツ指導員
 - 中級障がい者スポーツ指導員
- 8 （特活）日本トレーニング指導者協会
 - J A T I トレーニング指導者資格（基礎資格）
- 9 J P S Uスポーツトレーナー
- 10 小学校教諭免許状

※ 2015年度以前の入学生は、2018年度発行の「平成30年度履修要項・学生ガイドブック」を参照してください。

1 教育職員免許状

体育学部では、必要な科目を履修し単位を修得することで教育職員免許状（以下「教員免許状」という）が取得できます。

取得できる教員免許状の種類は次の表のとおりです。教員免許状の取得のためには、卒業に必要な単位を修得するほか「教育職員免許法・同施行規則（以下「免許法」という）に定められている科目を履修し単位を修得するとともに、4年次には中学校もしくは高等学校での教育実習が必要です。教員免許状の取得を希望する場合は、1年次から履修計画を立てるようにしてください。

体育学部が課程認定を受けている教員免許状

学科	教員免許状の種類（免許教科）
スポーツ教育学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）
健康・スポーツマネジメント学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）

※中学校教諭一種免許状（以下「中一種免」）、高等学校教諭一種免許状（以下「高一種免」）という。

【2016～2018年度入学生】

1. 教員免許状取得に必要な科目と必要単位数

教員免許状取得に必要な科目及び必要単位数は、教員免許状の種類ごとに免許法に定める科目区分で次のように定められています。この科目区分ごとの必要単位数と基礎資格として学士の学位を取得することで教員免許状の取得が可能となります。

なおこの他に、中学校の教員免許状を取得する場合は「介護等体験」が必要です。

[2016～2018年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数	
	中一種免（保健体育）	高一種免（保健体育）
①教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	8単位	8単位
②教科に関する科目	20単位	20単位
③教職に関する科目	31単位	23単位
④教科又は教職に関する科目	8単位	16単位
合計	67単位	67単位

※免許法で定められた単位数であり、本学の体育学部が設定した単位数とは異なります。

2. 体育学部における開講科目

体育学部では、免許法の定めに沿って科目を開講しています。教員免許状の取得に必要な科目数は、体育大学にふさわしい質の高い教員養成を行うため免許法に定められた科目数以上に開講しています。次の表（①～④）の備考欄の必修・選択は教員免許状の取得のためのもので、卒業のための必修とは異なります。

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		体育学部開講科目 (中一種免・高一種免 共通)				
		授業科目	単位数		配当 年次	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	必修
体育	2	陸上競技Ⅰ	2		1	必修
		器械運動Ⅰ	2		1	必修
		水泳Ⅰ	2		1	必修
		ダンスⅠ		2	2	女子必修
		柔道ⅠA		2	2	男子1科目 必修
剣道ⅠA		2	2			
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA	1		1	必修
		英語ⅠB	1		1	必修
情報機器の操作に関する科目	2	情報処理実習Ⅰ	1		1	必修
		情報処理実習Ⅱ	1		1	必修
合計	8		12	2		

ア 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は合計8単位が必要ですが、体育学部での履修は合計14単位となります。

イ 教員免許状申請時においては、『体育』の科目が合計8単位の履修となりますので、この単位数を教育職員免許法施行規則第66条の6の定める科目に2単位、教科に関する科目に6単位を振り分けます。

ウ 『体育』の科目は、②の教科に関する科目に掲載『体育実技』の各科目と一部同一かつ体育学部での卒業必修科目になっていますので必ず履修してください。

免許法施行規則に定める 科目区分	スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科開講科目 (中一種免・高一種免 共通)			
	授業科目	単位数	配当 年次	履修 方法
体育実技	陸上競技Ⅰ	2	1	必修
	器械運動Ⅰ	2	1	必修
	水泳Ⅰ	2	1	必修
	ダンスⅠ (女子のみ)	2	2	1科目 選択 必修
	柔道ⅠA (男子のみ)	2	2	
	剣道ⅠA (男子のみ)	2	2	
	バスケットボールⅠ	1	2	必修
	バレーボールⅠ	1	2	必修
	サッカーⅠ	1	2	必修
	テニスⅠ	1	2	必修
「体育原理、体育心理学、体育 経営管理学、体育社会学、体育 史」及び運動学(運動方法学を 含む。)	体育原論	2	3	必修
	スポーツ心理学	2	2	必修
	スポーツ社会学	2	1	必修
	スポーツ史	2	2	必修

	運動学	2	2	必修
	スポーツ測定評価	2	1	必修
	体カトレーニング論・同実習	3	1	必修
生理学（運動生理学を含む。）	スポーツ生理学 I	2	1	必修
	バイオメカニクス	2	2	必修
	機能解剖学	2	1	必修
衛生学及び公衆衛生学	衛生学（公衆衛生学含む）	2	3	必修
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全含む）	2	3	必修
	救急処置 I	2	3	必修
	スポーツ医学	2	2	必修
必要単位数 中一種免（20単位） 高一種免（20単位）	中一種免（必修39単位、選択必修2単位） 高一種免（必修39単位、選択必修2単位）			

免許法に定める必要単位数を超えて修得した単位数は、①の教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目、④の教科又は教職に関する科目に充当されます。

③教職に関する科目

[2016～2018年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分等			スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科 開講科目（中一種免・高一種免 共通）				
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位数		授業科目	単位数	配当年次	履修方法
		中	高				
教職の意義に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	教師論	2	1	必修
	教員の職務内容（研修、服務及身分保障等を含む。）						
	進路選択に資する各種の機会の提供等						
教育の基礎理念に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	教育原理	2	1	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のあり幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）			教育心理学	2	1	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			教育行政	2	3	必修
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	6	※1			
	各教科の指導法			保健体育科教育法A	2	2	必修
				保健体育科教育法B	2	2	必修
				保健体育科学習指導論 ※2	2	3	中免のみ
				体育実技指導法 ※3	2	(4)	中免のみ
				道徳の指導法	道徳教育の理論と実践	2	2
	特別活動の指導法			特別活動指導論	2	3	必修
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2	3	必修			

生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	生徒指導論	2	3	必修
	進路指導の理論及び方法			教育カウンセリング I	2	3	必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育実習 I ※4	5	4	必修
教育実習		5	3	教育実習 I ※4	5	4	必修
教職実践演習		2	2	教職実践演習(中・高)	2	4	必修
必要単位数	中一種免(31単位) 高一種免(23単位)	中一種免(必修33単位) 高一種免(必修27単位)					

ア ※1 授業科目として開講していませんが、授業科目の「保健体育科教育法A」及び「保健体育科教育法B」に教育課程の意義及び編成の方法の内容を含めて開講しています。

イ ※2 「保健体育科学習指導論」は「教育実習 I」を履修するための前提科目に含まれていないので、高一種免のみ取得を希望する場合でも履修が必要です。

ウ ※3 「体育実技指導法」は授業科目として開講していませんが、関連科目の4年次配当の次の実技科目を履修することで読み替えられます。ただし、所属学科によって履修可能な実技科目が異なります。また、「ダンス」以外の実技科目は3年次までに各実技科目の前提科目「○○Ⅰ：○○は実技名」を履修済でないと「○○Ⅱ」の実技科目は履修できません。

○スポーツ教育学科

ダンス、テニスⅡ、サッカーⅡ、バレーボールⅡ、バスケットボールⅡ、
陸上競技Ⅱ、器械運動Ⅱ、水泳Ⅱ、柔道Ⅱ、剣道Ⅱ、ハンドボールⅡ、ラグビーⅡ、
レクリエーションⅡ

○健康・スポーツマネジメント学科

ダンス、テニスⅡ、サッカーⅡ、バレーボールⅡ、バスケットボールⅡ、
陸上競技Ⅱ、器械運動Ⅱ、水泳Ⅱ、柔道Ⅱ、剣道Ⅱ

エ 「保健体育科学習指導論」「体育実技指導法」「道德教育の理論と実践」は中一種免のみ必修ですが、高一種免の④の教科又は教職に関する科目の単位として充当できます。

オ ※4 「教育実習 I」を履修するためには、前提科目の履修が必要です。P40「8履修上の注意」で確認してください。

カ 教育実習は中一種免と高一種免の両方を取得希望する場合でも、いずれか一校種の実習となります。ただし、いずれの校種も3週間の実習が必要となります。また、教育実習には別途費用が必要です。

キ 「教職実践演習(中・高)」を履修するためには、1年次から「学習点検シート」を提出していることが必要です。また、この科目の履修は教育実習参加見込み者だけです。

ク 必要単位数を超えて修得した単位数は、④の教科又は教職に関する科目の単位に充当することができます。ただし、高一種免のみ取得を希望する場合、「教育実習 I」を履修すると③の教職に関する科目の必要単位数が2単位超過しますが、この2単位は④の教科又は教職に関する科目の単位には充当されません。

免許法施行規則に定める 科目区分	スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科開講科目 (中一種免・高一種免 共通)				
	授業科目	単位数		配当 年次	備考
		必修	選択		
教科又は教職に関する 科目	人権教育		2	4	中・高免共通
	教育史		2	3	中・高免共通
	道德教育の理論と実践		2	2	中免教職必修
	保健体育科学習指導論		2	3	中免教職必修
	体育実技指導法		2	(4)	中免教職必修
必要単位数 中一種免 (8 単位) 高一種免 (16 単位)	実際に開講しているのは「人権教育」と「教育史」の2科目4単位です。不足する単位数は、②教科に関する科目、③教職に関する科目で修得した免許法の必要単位数を超えて修得した単位を充てることができます。				

3. 教育実習

[2016～2018 年度入学生]

(1) 教育実習の時期及び期間

教育実習は、4年次に行います。教育実習期間は、中学校・高等学校とも3週間です。ただし、実習校により期間が延長される場合があります。

(2) 教育実習履修要件

「教育実習Ⅰ」を履修するには、次の要件を全て満たす必要があります。

* 3年次終了時まで、

- ① 専門基礎科目(42単位)の必修講義科目27単位のうち20単位以上、必修実技科目及び選択必修実技科目14単位のうち10単位以上を修得していること。
- ② 教職に関する専門科目及び関連科目の選択講義科目から「道德教育の理論と実践」を除く22単位のうち「保健体育科教育法A」「保健体育科教育法B」「保健体育科学習指導論」を含めた18単位以上を修得していること。

※「保健体育科学習指導論」は「教育実習Ⅰ」前提科目に含まれています。高一種免のみ取得を希望する場合も履修は必要となりますので注意してください。

* 1年次から

- ③ 毎年「学習点検シート」を提出していること。

4. 介護等体験

[2016～2018 年度入学生]

中学校の教員免許状を取得するためには、免許法で定められた科目の修得以外に教育職員免許法の特例等に関する法律により、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間 計7日間の介護等体験が必要です。

体育学部では、3年次前期に「介護技術講義」を履修したうえで3年次後期に介護等体験を行います。

特別支援学校は教育委員会が、社会福祉施設は社会福祉協議会が管轄しており、体験場所・体験時期については各機関から大学に配当されるので、個人が体験場所や時期を指定することはできません。また、介護等体験には、別途費用がかかります。

【2019年度入学生】

免許法の改正に伴い、2019年度入学生からは新しい免許法に定められた科目の履修となります。

1. 教員免許状取得に必要な科目と必要単位数

教員免許状取得に必要な科目及び必要単位数は、教員免許状の種類ごとに免許法に定める科目区分で次のように定められています。この科目区分ごとの必要単位数と基礎資格として学士の学位を取得することで教員免許状の取得が可能となります。

なおこの他に、中学校の教員免許状を取得する場合は「介護等体験」が必要です。

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数	
	中一種免（保健体育）	高一種免（保健体育）
①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位	8単位
②教科及び教科の指導法に関する科目	28単位	24単位
③教育の基礎的理解に関する科目等	27単位	23単位
④大学が独自に設定する科目	4単位	12単位
合計	67単位	67単位

※免許法で定められた単位数であり、本学の体育学部が設定した単位数とは異なります。

2. 体育学部における開講科目

体育学部では、免許法の定めに沿って科目を開講しています。教員免許状に必要な科目数は、体育大学にふさわしい質の高い教員養成を行うため、免許法に定められた科目数以上に開講しています。次の表（①～④）は教員免許状の取得のための必修・選択であり、卒業のための必修とは異なりますので注意してください。

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

[2019年度入学生]

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		体育学部開講科目（体育学部共通、中高共通）				
		授業科目	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	必修
体育	2	陸上競技 I	2		1	必修
		器械運動 I	2		1	必修
		水泳 I	2		1	必修
		ダンス I A	1		2	必修
		柔道 I A		1	2	1種目
		剣道 I A		1	2	必修
外国語コミュニケーション	2	英語 I A	1		1	必修
		英語 I B	1		1	必修
情報機器の操作に関する科目	2	情報処理実習 I	1		1	必修
		情報処理実習 II	1		1	必修
合計	8		13	1		

ア 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は合計8単位が必要ですが、体育学部での履修は合計14単位となります。

イ 教員免許状申請時においては『体育』の科目が合計8単位の履修となりますので、この単位数を教育職員免許法施行規則第66条の6の定める科目に2単位、大学が独自に設定する科

目に6単位を振り分けます。

ウ 『体育』の科目は、②教科に関する専門的事項に掲載の『体育実技』の各科目と一部同一かつ体育学部での卒業必修科目になっていますので必ず履修してください。

②教科及び教科の指導法に関する科目

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める 科目区分		スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科 開講科目（中一種免・高一種免 共通）			
		授業科目	単位数	配当年次	履修方法
教科に関する専門的事項	体育実技	陸上競技 I	2	1	必修
		器械運動 I	2	1	必修
		水泳 I	2	1	必修
		ダンス I A	1	2	必修
		柔道 I A	1	2	いずれか 1種目必修
		剣道 I A	1	2	
		バスケットボール I	1	2	必修
		バレーボール I	1	2	必修
		サッカー I	1	2	必修
		テニス I	1	2	必修
	「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学、体育史」・運 動学（運動方法学を含む。）	体育原論	2	3	必修
		スポーツ心理学	2	2	必修
		スポーツ社会学	2	1	必修
		スポーツ史	2	2	必修
		運動学	2	2	必修
		スポーツ測定評価	2	1	必修
		体力トレーニング論・同実習	3	1	必修
	生理学（運動生理学を含む。）	スポーツ生理学 I	2	1	必修
		バイオメカニクス	2	2	必修
		機能解剖学	2	1	必修
	衛生学・公衆衛生学	衛生学（公衆衛生学含む）	2	3	必修
	学校保健（小児保健、精神保健、学 校安全及び救急処置を含む。）	学校保健（小児保健、精神保健、 学校安全含む）	2	3	必修
		救急処置 I	2	3	必修
		スポーツ医学	2	2	必修
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用 を含む。）	保健体育科教育法 A	2	2	必修
		保健体育科教育法 B	2	2	必修
		保健体育科学習指導論 ※1	2	3	必修
		体育実技指導法 ※2	2	4	中免必修
	必要単位数	中一種免（28単位） 高一種免（24単位）	中一種免（必修48単位、選択必修1単位） 高一種免（必修46単位、選択必修1単位）		

免許法で定められている必要単位数を超えて修得した単位数は、①の教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目、④の大学が独自に設定する科目に充当されます。

ア ※1「保健体育科学習指導論」を履修するには、前提科目の履修が必要です。P40「8履修上の注意」で確認してください。

イ ※2「体育実技指導法」は授業科目として開講していませんが、関連科目の4年次配当の次

の実技科目を履修することで読み替えられます。ただし、所属学科により履修可能な実技科目が異なります。また、「ダンスⅡ」以外の実技科目は3年次までに各実技科目の前提科目「〇〇Ⅰ：〇〇は実技名」を履修していないと「〇〇Ⅱ」の実技科目は履修できません。

○スポーツ教育学科

ダンスⅡ、テニスⅡ、サッカーⅡ、バレーボールⅡ、バスケットボールⅡ、陸上競技Ⅱ、器械運動Ⅱ、水泳Ⅱ、柔道Ⅱ、剣道Ⅱ、ハンドボールⅡ、ラグビーⅡ、レクリエーションⅡ

○健康・スポーツマネジメント学科

ダンスⅡ、テニスⅡ、サッカーⅡ、バレーボールⅡ、バスケットボールⅡ、陸上競技Ⅱ、器械運動Ⅱ、水泳Ⅱ、柔道Ⅱ、剣道Ⅱ

ウ 「体育実技指導法」は中一種免のみ必修ですが、高一種免の大学が独自に設定する科目の単位として算入できます。

③教育の基礎的理解に関する科目等

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分等		スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科 開講科目(中一種免・高一種免 共通)				
科目	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位数	開講 期間	配当 年次	履修 方法
教育の基礎理念に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	半期	1	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教師論	2	半期	1	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政	2	半期	3	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	教育心理学	2	半期	1	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2	半期	2	必修
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。)	教育課程編成論	2	半期	2	必修
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践	2	半期	2	中学必修
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動および総合的な学習の時間の指導法	2	半期	3	必修
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2	半期	3	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	半期	3	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育カウンセリングⅠ	2	半期	3	必修	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習Ⅰ	5	半期	4	必修
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	半期	4	必修
必要単位数 中一種免(27単位) 高一種免(23単位)		中一種免(必修29単位) 高一種免(必修27単位)				

- ア 「教育実習Ⅰ」を履修するためには、前提科目の履修が必要です。P40「8履修上の注意」で確認してください。
- イ 教育実習は、中一種免と高一種免の両方取得希望する場合でも、いずれか一校種の実習となります。ただし、3週間の実習が必要となります。
- ウ 高一種免のみ取得を希望する場合、「教育実習Ⅰ」（5単位）は免許取得に必要な単位数としては2単位超過しますが、この2単位は④の大学が独自に設定する科目の単位には充当されません。
- エ 「教職実践演習（中・高）」を履修するためには、1年次からの「学習点検シート」を提出していることが必要です。また、この科目の履修は教育実習参加見込みの者だけです。

④大学が独自に設定する科目

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める 科目区分	スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科開講科目 (中一種免・高一種免 共通)				
	授業科目	単位数		配当 年次	備考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	人権教育		2	4	中・高免共通
	教育史		2	3	中・高免共通
	道德教育の理論と実践		2	2	高免のみ
必要単位数 中一種免 (4単位) 高一種免 (12単位)	開講しているのは「人権教育」と「教育史」の2科目4単位です。不足する単位数は、②教科及び教科の指導法に関する科目、③教育の基礎的理解に関する科目等で修得した単位のうち、免許法に定める必要単位数を超えて修得した単位数を充当します。				

3. 教育実習

[2019年度入学生]

(1) 教育実習の時期及び期間

教育実習は、4年次に行います。教育実習期間は、中学校・高等学校とも3週間です。ただし、実習校により期間が延長される場合があります。

(2) 教育実習履修要件

「教育実習Ⅰ」を履修するには、次の要件を全て満たす必要があります。

* 3年次終了時まで、

- ① 『教科及び教科の指導法に関する科目』の教科の専門的事項の講義科目を20単位以上修得していること。
- ② 『教科及び教科の指導法に関する科目』の教科の専門的事項の実技科目を10単位以上修得していること。
- ③ 『教科及び教科の指導法に関する科目』の各教科の指導法の講義科目及び『教育の基礎的理解に関する科目等』のうち「教師論」「保健体育科教育法A」「保健体育科教育法B」「保健体育科学習指導論」を含めて20単位以上修得していること。ただし、この20単位には「道德教育の理論と実践」は含まれません。また、「保健体育科学習指導論」の履修には前提科目があります。

* 1年次から、

- ④ 「学習点検シート」を毎年度提出していること。

4. 介護等体験

[2019年度入学生]

中学校の教員免許状を取得するためには、免許法で定められた科目の修得以外に教育職員免許法の特例等に関する法律により、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間 計7日間の介護等体験が必要です。

体育学部では、3年次前期に「介護技術講義」を履修したうえで3年次後期に介護等体験を行います。なお、「介護技術講義」の履修には前提科目がありますので、注意してください。

特別支援学校は教育委員会が、社会福祉施設は社会福祉施設が管轄しており、体験場所・体験時期については各機関から大学に配当されるので、個人が体験場所や時期を指定することはできません。また、介護等体験には、別途費用がかかります。

【全入学年度生共通】

5. 教員免許状の申請

教員免許状は、基礎資格（学士の学位を有すること＝大学を卒業する）を有し、教員免許状取得に必要な全ての単位を修得した者が各都道府県教育委員会に申請をして教員免許状が授与されます。本学では、教員免許状申請要件を満たした者を一括して大阪府教育委員会に教員免許状の授与申請を行いません。（教員免許状は、都道府県教育委員会が授与するものであって、大学が授与するものではありません。）

教員免許状取得希望者は、4年次に開催する2回のガイダンス（7月・10月）に必ず出席してください。ガイダンスの無断欠席や申請書類の提出遅れは認めませんので注意してください。
※教員免許状一括申請に関する窓口は教職支援センターとなります。

①申請方法（4年次）

申請方法		対象者
一括申請	大学がまとめて大阪府教育委員会に申請する	次の要件を満たしていること ・後期成績発表時に「卒業確定」となった者 ・教員免許状取得に必要な単位を全て修得した者
個人申請	卒業後に各自の居住地の都道府県教育委員会に自分で申請をする	・一括申請の要件を満たさなかった者 ・編入生、科目等履修生

②申請手続きの流れ（4年次）

	内容	日程
1	第1回目 教員免許状一括申請ガイダンス	7月上旬 ※詳細日程は行事予定表で確認してください。
2	・申請書類の提出 ・申請費用の納入	第1回ガイダンスで周知する
3	第2回目 教員免許状一括申請ガイダンス	10月中下旬 ※詳細日程は行事予定表で確認してください。
4	教員免許状一括申請者の確定	2月中旬（後期成績発表日）
5	大学より大阪府教育委員会に 教員免許状授与申請	2月下旬
6	一括申請取下げ者に申請料の返金	2月下旬～3月上旬
7	教員免許状の発送	卒業式後に本人指定の住所宛に郵送